

=建築確認申請書提出場所=

東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課(青梅合同庁舎内)

所在地 〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1
電話 0428-23-3692

市では、建築確認申請に関する事務手続は行っておりません。ただし、地区計画区域内で建築物等の新築、増改築を行う場合は、建築確認申請をする前に、市に届出をしていただく必要があります。また開発行為および中高層建築物の建築等についても「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例」、「青梅市の美しい風景を育む条例」に該当する場合がありますので、事前に青梅市都市計画課に御相談ください。

編集・発行 青梅市都市計画課

〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1

電話 0428-22-1111(代表)